

今月のテーマ

安永訴訟はみんなの裁判 —犠牲者を二度と出さないために—

■安永事件とは

佐賀市内に住む安永健太さんには知的障害がありました。養護学校を卒業し、訓練を経て、自宅から職場まで自転車を通い、熱心に作業にとりこんでいました。身長170センチで体重90キロ、運動神経はばつぐんで、養護学校ではヒーロー的な存在、いつも穏やかで、パニックを起こしたことはほとんどありませんでした。

2007年9月25日、25歳の健太さんはいつものように職場に出かけ、除草作業などを行い、終了してから自転車で自宅に向かいました。ところが、車道を走る健太さんを不審者と見とがめたパトカーが止まるようスピーカーで呼び

かけ、これに反応せず直進した健太さんを、サイレンを鳴らして追いかけてました。スピードを上げた健太さんは先の赤信号で止まっていた原付バイクに衝突し、転倒。立ち上がってバイクに近づいた健太さんを、パトカーから降りた警察官ふたりが怒鳴りつけ、体に手をかけました。健太さんは逃れようと手を払い、「あー」「うー」と言葉にならない声を発しました。

警察官たちは、嫌がる健太さんを車道から歩道に無理矢理移動させ、仰向けの状態で押さえ込み、それでも暴れるのをうつ伏せにしてまず片手に手錠をかけ、しばらくして応援に駆けつけた4名の警察官と協力してアスファルトに押さえ込み、後ろ両手錠をかけました。それから間もなく、健太さん

がぐったりしていることに気づき、救急車が呼ばれましたが搬送先の病院で死亡が確認されました。極度のストレスのもとで急性心不全が生じたものと考えられています。

■国賠訴訟・不当な一審判決

今、争っているのは佐賀県警（佐賀県）に対する国家賠償請求の裁判です。健太さんのお父さんと弟さんが、警察官が健太さんを制圧し、押さえつけ、うつ伏せにして後ろ両手錠にした行為は違法であるから、死亡したことによる損害を支払えと訴えているものです。

一番の佐賀地裁は、2014年2月に、佐賀県警の弁解を全面的に採用した請求棄却判決を言い渡しました。遺族はこれを不服として控訴し、舞台は福岡高等裁判所に移りました。

■裁判の争点

健太さんを押さえつけた行為について、佐賀県警は警察官職務執行法（警職法）上の「保護行為」であり、正当であったと主張しています。これは、「精神錯乱又は

泥酔のため、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある者」であることが明らかで、しかも「応急の救護を要すると信ずるに足りる相当な理由のある」場合に、「取りあえず警察署、病院、救護施設等の適当な場所において、これを保護しなければならぬ」とするものです。これに対し、遺族は、警察官ら実際の行動は、「保護行為」などではなく、犯罪者、とりわけ薬物中毒者と誤認しての「逮捕行為」であり、その要件を充たさず違法であると主張しています。



▶4月20日第3回裁判の報告集会

たり、意味をなさない声を発していたのだから、保護行為の要件を充たすと主張し、一審ではこれが認められてしまいました。

今、最大の争点は、社会には障害をもった人、特に健太さんのように知的障害などのためにコミュニケーションが苦手な人がいることを、現場の警察官が念頭におい

ておくべきだったか、またそのような配慮をしていれば健太さんが知的障害を抱えた人だと容易に認識できたか、ということです。

警察庁は、2004年2月にパンフレット「障害をもつ方への接遇要領」を制作し、全国の警察署に配布しています。ノーマライゼーションの理念を基本とし、警察

違いを認め合い、理解し合い、共に育ち、誰もが幸せに生きよう

ノンフィクション作家・柳田邦男さんに聞く



柳田 邦男氏

人間をいかに愛するか

福岡高等裁判所で審理

本日、安永健太さん事件



氏田 照子氏

日本放送新聞記者会福岡支部長

安永健太さん死亡事件とは
2007年9月25日、佐賀市で暮らしていた知的障害のある健太さん（当時25歳）は、警察署で除草作業から帰る途中、パトカーに制圧され、後ろ両手錠を掛けられ、アスファルトに押さえつけられ、死亡しました。遺族は「国賠訴訟」を提起し、福岡高等裁判所で審理されています。

■控訴審の経過

佐賀県警の強力な反対にかかわらず、裁判所はこちらが申請した警察官1名の尋問を採用し、今年4月尋問が行われました。証言し

たのは41年の職歴をもつ警察官ですが、驚いたことに「これまで公私ともに知的障害のある方と接したことは一度もない」と断言しました。

また、佐賀県警は準備書面で「知的障害があるかどうかは専門医の診断を経なければ分からないのだから、現場の警察官に分かるはずがない」と言い切っています。そこには安永健太さんという一人の尊厳ある若者を死なせてしまったことに対する後悔も反省の弁もありません。同様の障害をもった人が同じようなパニックに陥った場合も、ためらうことなく同じ対応をするというのです。

健太さんのような犠牲者を二度と出さないために、ぜひとも警察の行為の違法性を認める判決を勝ち取らなければなりません。裁判も判断するのは裁判官という人であり、世間の反応を気にしていません。多くの方々の圧倒的な支持の思いを裁判所に届けることは大きな力となります。ひとりでも多くの方に、この裁判を知ってもらい、裁判所に支援の声を届けていただくようお願いいたします。

久保井 撰（くぼい せつ）

弁護士、九州合同法律事務所